

令和2年度近畿中国森林管理局コンプライアンス推進本部会議 <第2回>  
議事概要

令和3年4月23日

近畿中国森林管理局  
コンプライアンス推進本部

1. 開催日時

書面による開催

2. 場 所

書面による開催

3. 出席者

(本部長) 近畿中国森林管理局 山口 琢磨 局長

(本部員) 小柴学司 公認会計士・税理士

福田 正 弁護士

藤田充也 弁護士

横田直和 関西大学法学部教授

(近畿中国森林管理局発注者綱紀保持委員会委員)

近畿中国森林管理局 平野均一郎 次長 ほか12名

4. 議 事

(1) 推進本部の事務局から次の事項等が書面により報告・説明された。

- ・ コンプライアンス推進行動計画に基づく取組状況
- ・ 令和2年度 第2回推進本部巡回指導(キャラバン)実施結果  
(局・署等職員への身近で起こり得る事象を事例にしたケーススタディの実施及び職員との意見交換)
- ・ 令和3年度 推進本部の取組

(2) 本部員からはメール等により、次のような意見が出された。

- ・ 公務員倫理規程ができて20年経過するが、それでも、事例のように不祥事が繰り返されるのは、倫理観や緊張感の不足によると思われる。  
トップが先頭に立って、風通しのいい職場環境の改善に励み、間断なくコンプライアンス意識の醸成に努めておれば、かなり違ってくる。  
「緊張感のない前例主義」、あるいは「事なかれ主義」が蔓延している職場は、いつ不祥事が起きてもおかしくない。
- ・ 今回のキャラバン事例でも論点とされているが、多数の目がある場所で複数対応することは、困難な判断を伴わず形式的にルーティン化できる対応方法である。担当者が不当な働きかけを受けることを未然防止するために、まず徹底すべきことだ。
- ・ 事例の中身は良いが、古い事例なので、できるだけ最新の事例を使われた方が良い。  
テニスシューズの事例のように判断に迷うがOKな事例も良い。
- ・ ケーススタディでは、過去に近畿中国森林管理局管内で発生した不適切事案のような事例で検討を求めるのではマンネリになるということで、別の事例をケースとする場合であっても、一応は、過去に管内で発生した不適切事案にも言及しておくのが適当ではないか。